

議員提出議案第 22 号

さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 10 月 23 日提出

提出者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	神崎功
	同	高橋勝頼
	同	細沼武彦
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	土井裕之
	同	加川義光

さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例

さいたま市議会基本条例（平成 21 年さいたま市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（臨時会の招集及び会期）	（招集の請求及び会期）
第 6 条 [略]	第 6 条 [略]
2 [略]	2 [略]
<u>3 前 2 項に規定する臨時会の招集を請求したにもかかわらず、これが招集されないときは、議長が臨時会を招集する。</u>	
4 [略]	<u>3</u> [略]

<p>(本会議) 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>議会は、本会議において、予算その他重要な議案、請願等について市民の意見の把握等のため必要があると認めるときは、公聴会及び参考人の制度を活用するものとする。</u></p> <p>(委員会) 第8条 [略] 2～4 [略] 5 <u>前条第3項の規定は、委員会について準用する。</u></p> <p>6・7 [略]</p>	<p>(本会議) 第7条 [略] 2 [略]</p> <p>(委員会) 第8条 [略] 2～4 [略] 5 <u>委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人の制度を活用するものとする。</u></p> <p>6・7 [略]</p>
---	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。